

広島県告示第二十六号

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第二条第一号に規定する街区方式による住居表示を実施するため、平成二十四年二月二十日から、熊野町の別図一に示す区域内の字の区域を廃止し、その区域をもって別図二に示す町の区域を新たに画する旨、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、熊野町長から届出があった。

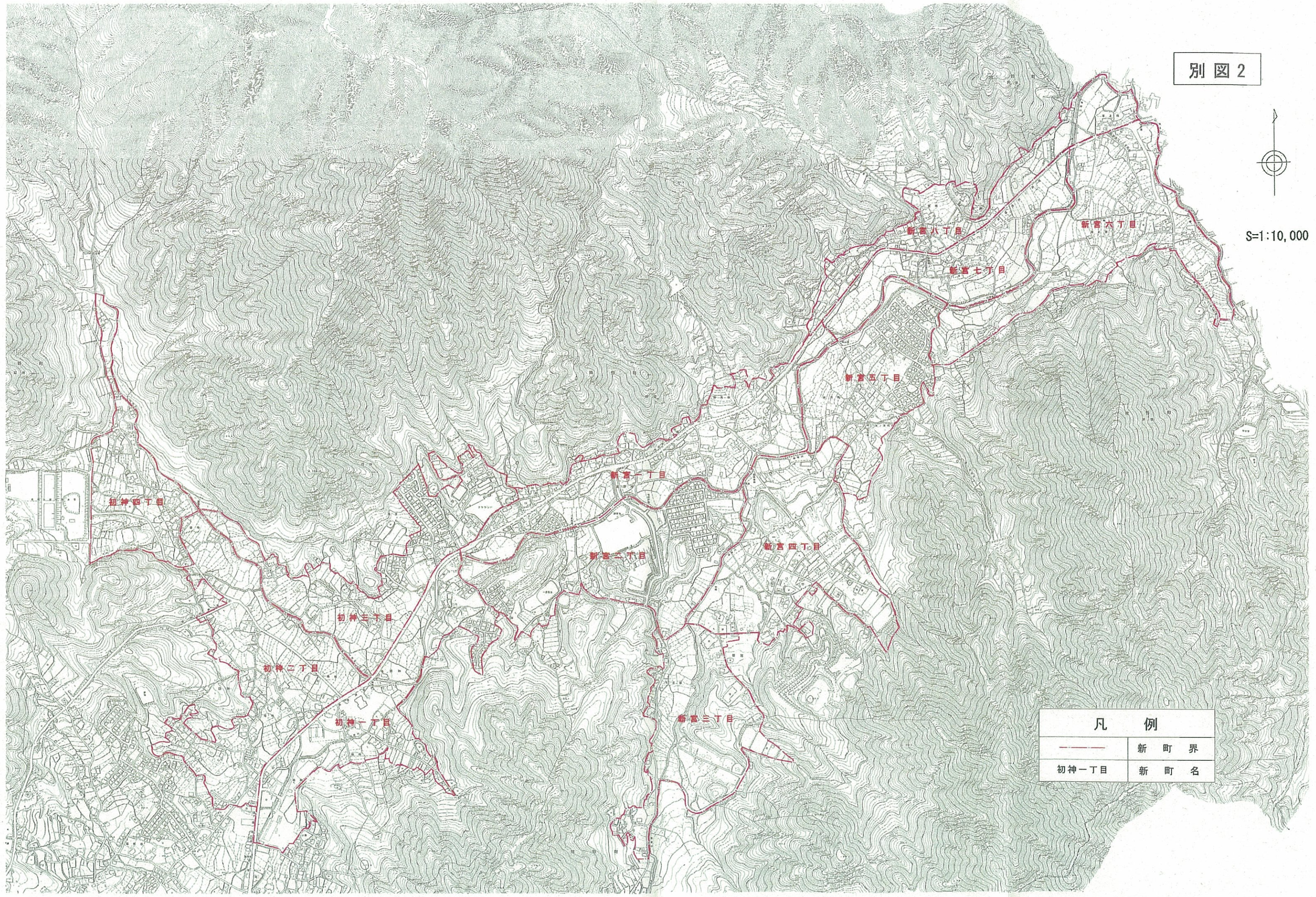
平成二十四年一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

別図2



S=1:10,000



凡 例	
	新 町 界
初神一丁目	新 町 名